

大仙市民ギャラリー貸出要項

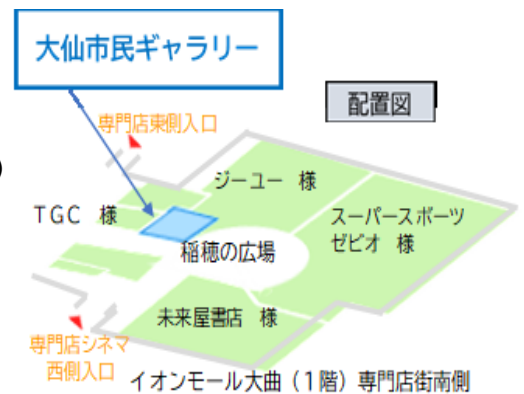
(大仙市誕生20周年記念事業)

1. 目的

イオンモール大曲内に作品展示・鑑賞用ギャラリーを開設し、市内の芸術文化団体等の作品展示を行うほか、市民の皆さんに気軽に利用していただくことで、芸術文化の振興を図り、市民の生きがいに繋げて行くことを目的とする。

2. 事業概要

名称	「大仙市民ギャラリー」
場所	イオンモール大曲1階 専門店街内
面積	31.05坪 (面積約 102.5㎡, 高さ 4m)
期間	令和6年8月～令和7年3月
実施主体	大仙市・大仙市教育委員会
主管課	大仙市教育委員会事務局生涯学習課
運営委託先	合同会社丸子川家守舎



3. 利用方法

(1) 公募内容 次の2期に分けて公募を行う。(利用は無料です)

期間	第1期	第2期
利用期間	① 9月18日～9月30日	④ 12月6日～12月19日
	② 10月1日～10月16日	⑤ 12月20日～1月6日
	③ 11月1日～11月14日	⑥ 1月7日～1月18日
申込期間	令和6年8月1日～8月9日	令和6年10月1日～10月10日

(2) 申込方法

生涯学習課にある申請書に必要事項を記入し、申込期間内に生涯学習課まで提出する。(申請書は市HPからもダウンロード可能)

※大仙市内で創作活動等を行っている団体(または個人)を優先する。

なお、同期間内に複数からの申し込みがあった場合、内容を審査して利用者を決定する。

(3) 申込先 (FAX やメールで提出した場合は、確認のお電話をお願いします)

〒014-0062 大仙市大曲上栄町2-16

大仙市教育委員会事務局 生涯学習課

電話：0187-63-1111 (内線338) FAX：0187-63-7131

メール：kyouiku-syo@city.daisen.lg.jp

4. 留意事項

- ① 展示場の設営、作品の展示及び展示期間中の作品の管理・監視は、利用者が行う。展示終了後は施設、設備、備品などを利用前の状態に戻し、状況復帰後、職員の点検を受けるものとする。また、ゴミは利用者が持ち帰る。
- ② 展示品の準備及び撤去については、利用を許可した期間の初日及び最終日において速やかに行うこととする。
- ③ 次のいずれかに該当する内容の場合は利用できない。
 - ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがあるもの
 - ・ 展示スペースやその付帯物件を棄損する恐れのあるもの
 - ・ 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあるもの
 - ・ 営利を目的とし、またはその恐れのあるもの
 - ・ その他運営管理上、適当と認めがたいもの
- ④ 実施主体及び運営委託先では展示品の盗難・損傷については責任を負わない。
- ⑤ 作品販売や物販は、原則禁止とする。
- ⑥ ギャラリー内での飲食、喫煙、火器の使用は禁止する。
- ⑦ 申込がなかった期間については、市教育委員会及び委託運営先で展示内容を選定する。
- ⑧ 申込内容に変更が生じた場合は、速やかに大仙市教育委員会事務局生涯学習課へ届け出る。
- ⑨ 利用期間中、他団体による展示ジャンルに関連した市民向けのワークショップを行うことがあるため、ギャラリーの利用者はワークショップの運営へ協力する。
- ⑩ 利用者がスタッフとしてイオン大曲に入店する場合は、事前にイオンへ届け出をし、入店許可証を受け取り掲示して業務にあたる。

5. 貸出可能備品について

- ① 展示パネル
 - ・ 無孔 14枚 (組立式：ポール 17本) 巾 1.2m×高さ 1.8m～2.5m
 - ・ 有孔 6枚 (組立式：ポール 12本) 巾 1.2m×高さ 1.8m
- ② 長机 ①1.8m×0.6m 4台 ②1.8m×0.45m 2台

※貸出備品、レイアウトに関しましては利用決定後に詳細を打合せします。



↑ 申込用紙はこちらから ↑